

教育委員会会議録

開会の日時	平成30年4月18日 午後7時00分
閉会の日時	平成30年4月18日 午後8時12分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理人 松田 丈輔 教育委員 田口 昇・山田 やす子・中西 康裕・鍋島 健二
会議録に署名する委員氏名	松田 丈輔・田口 昇
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 大西 要一 学校教育部長 橘 泰平 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 籠谷 芳行 社会教育課長 岩村 敏彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主事 岡村 基司
会議に付した事件	議案第23号 学校運営協議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 松田委員、田口委員を指名
会議に付する案件

議案第 23 号 学校運営協議会委員の任命について

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

前回の定例教育委員会から現時点までの報告をいたします。

進修小の児童が上腕骨折で入院・手術という事故が 1 件ありました。

それから、特に小学生の学校での事故や不審者情報があったことから、各小中学校長に注意喚起をしたところでは。

また、新学習指導要領の実施により、今年度から小学校 3・4 年生で外国語活動、5・6 年生で外国語の授業が週当たり 1 時間増え、昨年皆さんに選んでいただきました道徳の教科書を使った授業が実施されることになっています。

なお、今回の実施は移行期間の措置で、小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度から全面实施となります。

また、今年度は、昨年小学校の道徳の教科書の選定と同じように中学校の道徳の教科書の選定作業がもうすぐ始まりますので、委員の皆様どうぞよろしくをお願いします。

私からの報告は以上です。

教育長

それでは、議事に入ります。「議案第 23 号 学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 及び伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第 6 条の規定に基づき、次の者を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 及び伊勢市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第 6 条の規定に基づき、任命しようとするものでございます。

今回、任命しようとする方々は、厚生中学校区の地域住民、保護者、公募を

受け立候補いただいた方の中から、当該校長により委員として推薦された方々でございます。

本日、任命のご承認をいただきましたならば、平成 30 年 4 月 19 日をもって委嘱させていただく予定でございます。

任期は平成 31 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、学校運営協議会委員の任命について、ご説明させていただきました。

何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございますか。

A 委員

一回聞いたことがあったと思いますが、厚生中学校だけにこういう組織があるように聞いたのですが、その組織自体の内容と何をするのかということをもう一度教えていただきたいのですが。

学校教育課副参事

内容といたしましては協議会では学校教育方針ならびに学校長が提案する教育活動計画の承認を行っていただいております。

また、毎回協議会では学校からの教育活動報告、そして協議会の皆さまで組織されております、各部会活動計画の審議、活動報告等をしていただいております。

また年度初めには学校組織及び学校の年間行事計画等の報告をしていただいております。

A 委員

この厚生中学校だけに学校運営協議会というものが開設されている理由は何かありましたか。

学校教育課副参事

現在は厚生中学校のみで設置をしておりますが、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 によりますと努力義務となっておりますというところで、今後学校に広まっていくように努力して参りたいと思っております。

各学校には、各学校への意見を言う場として、地域の方そして保護者等で組織されました学校評議委員会を設置しておりますので、その場で学校への意見反映または学校の教育活動へのご意見をいただく場として活用しております。

教育長

学校教育課長、コミュニティスクールについて状況を少し説明していただくと分かりやすいのではないかと思います。

学校教育課長

学校運営協議会の別称でございますけれども、基本的には学校の経営計画に関する事、教育課程の編成に関する事、組織の編成に関する事、学校の予算の編成及び執行に関する事、その他教育委員会が必要と認める事項等について権限を持たせております。

ここにつきまして、学校をサポートするという意味で地域の方々が学校を支援して行くような形、学校の経営に参画して行くような形ということで学校運営協議会が設置されております。

教育長

もう一点がなぜ厚生中学校だけなのかというご質問ですが。

学校教育課長

基本的には何処の学校も設置することは可能であるということですが、この厚生中学校に関しましては、地域の方々のご意見もあり、学校の方も学校運営協議会をやりたいという形で手を挙げていただきまして、地域の方と一体となって学校運営協議会というものを創り上げていったという経緯がございます。

教育長

いかがでしょうか。

B委員

厚生中学校だけと置いていなかったのも、地域の例えばここでいう会長とかが学校に対して意見を言う場を設けたいということで、成り立ちとしては、起ちあがってきたということによろしいでしょうか。

学校教育課長

意見を申し述べる場というものだけではなく、積極的に学校経営に参画をして協力をして行こうということで声が高まっていったというふうに聞いております。

B委員

初歩的なことで、PTAの役割とこの参画のところの役割というのは、その関係性はどのような形になっているのですか。

学校教育課長

厳密には違ったものではないと思います。というのは、PTAも保護者代表という部分と地域の代表という部分も入っておりますので、まず初めに基本的には保護者会PTAという形で学校と保護者が関係性を持っておる訳でございますが、そこにもう一つ地域の教育力を参画させようという形でこういう組織が成り立ったということでございます。

B委員

今後は他の地域でもこういった形で声上がることを前提に増やしていくということになるのでしょうか。

学校教育課長

委員仰せのとおりでございます。基本的に学校がやりたいということで手を挙げることは可能でございますけれども、当然地域との連携が必要になってきますので、地域の方々との合意形成の下、やっていくことになるかと思えます。

教育長

はい。いかがでしょうか。

C委員

厚生中学校は、今回だけではなくて前からですか。何年ぐらいこれは継続しているものなのでしょうか。

学校教育課長

平成21年です。

C委員

そんなに歴史があるのですか。

学校教育課長

記憶でございますけれど、平成21年からということ聞いております。

C委員

ありがとうございます。

教育長

他にご意見ご質問も無ければ、採決を採りたいと思います。

議案第 23 号 「学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 23 号「学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。